

此社會の三傑にして宗歩は三傑中の最たるが故に傾り  
此社會の後進生をして開祖の宗柱を尊崇するものと  
林の先哲に於けるが如く佛門の開山上人に於けるが如  
くならしめ又假りに三百年前の宗柱を呼起して宗歩と  
戦はしめれば勝利は必ず後進の宗歩に歸して流石の開  
祖も顔色を失ふ其事情は末世の學者が先哲と議論し小  
僧坊主が開山上人と問答して數千年來の信仰尊崇を顛  
覆するに等しきものある可し今その然らざるは何ぞや  
將棋には古人の戦局を記して駒の一進一退以て作戦者  
の巧拙を見る可きものあるが故に後進の棋客は唯既往  
の戦局如何を評論するのみにして其人の誰れ彼れを問  
はず本家もなく分家もなく開祖もなく未流もなく局面  
の強者を強と爲し一切實跡を擧げて判断するの氣風を  
養成したるが爲めに彼の儒流佛門の如き古人樂舞の陋  
習を免かれたるものなり之を要するに儒佛の流は人を  
信じて其教の如何を問はず將棋の社會は伎倆の巧拙を  
論じて其人を見ず以て兩者の相違を知る可し將棋の一  
戰固より小なりと雖も小は以て大を測るの器たる可し  
世界中の一事物も世に其必要を感じて社會人心の  
獎勵する所と爲れば進んで上達せざるものなし我輩は  
宗旨にも倫教にも文にも武にも將た政治經濟工商美術  
にも從前既に己に幾多の天野宗歩ありしを信じて今後尙  
は幾々宗歩を輩出して第一の宗歩は第二の宗歩に及び  
ず第三第四の進歩に際限なきを疑はざる者なり

### 布哇移民拒絶事件

我神州九は六百餘名の移民を乗せて布哇に航せし  
に同國國長は内四百五十八名の上陸を拒み其後佐  
倉九の送りし三百餘名中百六十三名も同じく門前拂ひ  
と爲り共に空しく引返へたりと云ふ其理由は契約移  
民を輸入するには移民上陸法に據り幾れ布哇移民局  
の認可を得ざる可らず自由移民は各々五十弗の金を携  
帶すべき旨なるに右の移民は此手續を購はず又其金を  
所持せざるが故に餘額なく追返へたりと云ふに在る  
が如し而して移民の主張する所は今回渡航の自由労働  
者以規則に従ひ約々五十弗の金を持参せり又契約移民  
は日布條約に従て渡航したるものにして昨年十月神戶  
移民會社が布哇の精主及び農業會社より日本労働者の  
注文を受け其精主及び會社は法律に指定したる方式に  
従ひ移民局に労働者輸入の圖書を差出したり移民局  
は右圖書呈出の日より十八ヶ月内に輸入の亞細亞人  
百名に付十人の白人労働者を輸入すとの證書を添へざ  
りしが故に之を其圖書を却下したるよしなれども其證  
書を求むるは不當なりと云ふに在り然れども布哇政府  
は堅く執て動かざるに依り日本人は遂に彼の大審院に  
起訴して其裁判を求めたり今双方論辯の要領なりと云  
ふに據れば政府方の云ふ所は控訴人等は未だ布哇に入  
國せざるものなり故に布哇國に於て何等の權利をも有  
せず大審院の裁判を受けるの資格なきものなりと云ふ  
に在りて控訴人の主張する所は日本人を布哇共和國の消  
滅所に上陸せしめざるを未だ許さず入國せざるもの  
認め難し其論を與へずして追返へすは日布條  
約の長意に背くものなり税關長は控訴人等以上控訴人等  
の職權なし税關長は控訴人等以上控訴人等以上控訴人等

不法に其兄弟姉妹との交通を遮断せり已に税關長の裁  
判あれば又其以上の裁判もなかる可らずと云ふに在る  
よし是に於てか事實の問題は一轉して法律の問題とな  
りしものにして法律上の争に於ては原告たる日本人は  
敗訴したり大審院は受理す可き限に非ずとて其訴狀を  
却下したりと云ふ大審院の事情の如しとて其始  
末は如何す可きや此ま位位に入りて可きか將た又外  
交談判を開て我權利を押し通す可きか神州九も既に諸  
し外務省へも昨今報告書到達せし由なれば委細の事情  
も自から判然したるとならん共和国政府の處置に於て  
果して不當のとわらんか遠慮なく適合して匡正せざる  
可らず若し又損害あらば之を償はしめて可なり元來布  
哇移民は彼國の懇望に出でしものにして爾來續々出稼  
する者あり今は全島十萬の人口中日本人は二萬五千に  
達し今後も尙は追々移民するとならんれば彼我利害  
の關係は既に淺からず萬一不法の處置あらば歐々に附  
す可らざるのみか一步を進めて移民に不便の規則あれ  
ば之を除かしむるも所要ならんと雖も其談判を開く  
に當てや成る可く平和の手段を執り苟も壯士じみたる  
舉動ある可らず世間の評論を聞くに所謂對外硬の主義  
に據り斷然たる處置に出づ可しな壯論するものある  
由なれども硬と云ふ軟と云ふも要は唯時と場合を察し  
て活用するに在るのみ日本は戰争後軍備擴張に着手し  
たるより各國は痛くもなき腹を探りて或は何か野心を  
抱くならん疑ひ一舉一動に注目し西班牙が戰  
後直に條約を訂結してフエッソピアの海上境界を定  
んふとを望みたるの一事に徴するも以て其事情を察  
す可し然るに今若し布哇に對して多數の軍艦を派遣し  
て手厳しき談判に及ぶなごの強硬手段もあらんかソレ  
も日本は野心を出し初めたりといふ疑心暗鬼  
を生じ萬般の外交上に不如意を感ずるのみならず布  
哇も亦一層戒心して我に遠ざからんと勉むるものと  
云ふ可らず特に今日は米布合併論の再燃したる時に  
して我れ若し威迫がせし舉動に出づるもあらば益  
々其氣運を促がすもある可し事は少しく違へども難  
に朝鮮をして我に近寄らしめんが爲めに其間の妨害物  
を除かんとして活潑果斷の處置に出でたるに其結果は  
豫想に反してます我に離反して他の強國に依頼せ  
しめたるは人々の記憶する所ならん米國人は固より舉  
て布哇の合併を望むものに非ず反對者も少なからざれ  
ども近年その外交策の一變して活氣を帯ぶるはヴェネ  
ズヰラ問題に干渉しキューバの反徒に好意を表す  
る等の事跡に徴するも明白にして今回の布哇問題に付  
ても特に軍艦を派遣したりと云ふ其意の存する所察す  
るに難からざるなり然のみならず幾爾たる布哇が我に  
對する筆法を一變して強硬するに自から意味な  
かる可らず即ち邊に想像を廻せば米布の合併論者其  
論據を強うせんが爲めに故らに日本の移民を冷遇せし  
には非ざるか日本が憤然として果斷の處置に出づれば  
布哇は合併を請求するに善き口實あり米國も亦自から  
傍觀せざる可し事情果して斯の如くんば我の強硬は適  
が以て彼等の計略を助成するに足るのみ我輩は固より  
米國を憚るものに非ず已むなくは公然是非を争ふも  
どもある可し布哇には二萬五千の同胞ありて何れの國  
民よりも多數なれば布哇の運命を決する場合には我に

### 兩陛下下行幸啓

○兩陛下下行幸啓  
陛下本紙に記せし如く京都へ行幸啓あらせらるる御體  
に付昨日の官報に左の通り告示ありたり  
宮内省告示第十二號  
天皇  
皇后兩陛下來十七日 御發東京都へ 行幸 行啓可被  
爲在旨 仰出さる  
明治三十年四月十日 宮内大臣 伯爵土方久元  
○農商務官制の改正 農商務省にては從來、五  
局長一所長の中農務、商工、山林の三局長のみ勅任にし  
て其他は委任なりしを録て記せし如く今回改正して鐵  
山、特許の二局長をも勅任に高め唯だ地質調査所長  
のみは從來の通り委任に据置きとすなり勅令第八十  
號を以て官制第五條の改正を公布したり  
○海員審判所 勅令第七十八號を以て海員審判所  
職員定員及任用令を裁可し勅令第七十九號を以て海員  
審判所職員等俸給令を定められたり右の二令を見る  
に海員審判所を高等及び地方の二種とし高等審判所の  
職員は所長(勅任)一人、審判官(委任)六人、理事官(委  
任)二人、書記(勅任)四人を定員とし所長は通信省高等  
官をして兼ねしめ理事官は一名の外、審判官、理事官、  
書記は總て通信省官吏又は船舶司補所補官、書記を  
して兼ねしむるに定め地方審判官は四箇所に設くる  
の積りにや其職員は所長(委任)一人、審判官(委任)十  
六人、理事官(委任)四人、書記(勅任)八人を定員とし所  
長、審判官は同檢官をして兼ねしめ書記は同檢所書記  
をして兼ねしめ唯だ理事官のみ委任と定めたり而して  
高等審判所及び地方審判所の理事官は文官高等試験に  
合格したるもの及び之に準すべき経験あるもの、海軍  
高等武官、主理、判事、檢事の職に在り又會て在りしも  
の、船舶司補所補官及び滿一年以上在職四級俸以上  
の同檢官補より任用せらるべく高等審判所長は高等一  
等又は二等とし地方審判所長及び審判官、理事官は三  
等以下とし理事官の俸給は一級より二級に與ふ事  
俸と二千五百圓、船費も六百圓と定めたり

臨時築港事務員  
○臨時築港事務員  
本國は英國海軍將校ラ  
ンド氏の奮けるを模範  
ト編の叛徒カニアを  
午後三時より七時に互  
任)三人、屬四人、技手  
十二號を以て其旨を公  
○ハレバの  
本國は英國海軍將校ラ  
ンド氏の奮けるを模範  
ト編の叛徒カニアを  
午後三時より七時に互

